

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業における定款又は事業計画の変更の認可
概 要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律において、建替事業に係るマンション建替組合の定款、事業計画の変更について必要な手続を定めており、マンション建替組合は、定款又は事業計画を変更しようとするときは、市長の認可を受けなければならないとされています。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第34条第1項 マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第3条第2項
審査基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （認可の基準） 第十二条 都道府県知事等は、第九条第一項の規定による認可の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 一 申請手続が法令に違反するものでないこと。 二 定款又は事業計画の決定手続又は内容が法令（事業計画の内容にあつては、前条第三項に規定する都道府県知事等の命令を含む。）に違反するものでないこと。 三 施行再建マンションの敷地とする隣接施行敷地に建築物その他の工作物が存しないこと又はこれに存する建築物その他の工作物を除却し、若しくは移転することができることが確実であること。 四 施行マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第13条）以上であること。 五 施行マンションの住戸の規模、構造及び設備の状況にかんがみ、その建替えを行うことが、マンションにおける良好な居住環境の確保のために必要であること。 六 施行再建マンションの住戸の数が、国土交通省令で定める数（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第14条） 以上であること。 七 施行再建マンションの住戸の規模、構造及び設備が、当該住戸に居住すべき者の世帯構成等を勘案して国土交通省令で定める基準（マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則第15条） に適合するものであること。 八 事業施行期間が適切なものであること。 九 当該マンション建替事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 十 その他基本方針に照らして適切なものであること。
標準処理期間	おおむね60日間
経由日数	なし
提出先	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
提出時期	建替事業の進捗に応じて随時
提出方法	認可申請書及び添付書類を都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ）
ホームページ	
備 考	